

全社民生発第 22 号  
令和 5 年 6 月 2 日

都道府県・指定都市 民生委員児童委員協議会 会長 様

全国民生委員児童委員連合会  
会 長 得 能 金 市  
(公印略)

## 梅雨期の大雨及び台風による災害時の民生委員・児童委員活動について

日頃より本会事業の推進につきましては、ご高配賜り厚く感謝申し上げます。

さて、近年、各地において自然災害の発生により、甚大な被害が生じております。民生委員・児童委員におかれては、災害時においても被災者等への見守りや相談支援など重要な役割を担っておりますが、過去の災害において、民生委員が活動中に亡くなられた事案が発生しており、災害時の活動は命の危険が伴います。

このようななか、梅雨期の大雨や台風への注意喚起として、こども家庭庁成育局成育環境課と厚生労働省社会・援護局地域福祉課の連名で、本日（令和 5 年 6 月 2 日）付で別添の事務連絡「梅雨期の大雨及び台風による災害時の民生委員・児童委員活動について（注意喚起）」が都道府県・指定都市・中核市に発出されました。

全民児連では、令和 5 年 5 月に、平成 31 年に発行した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」を改訂し、民生委員・児童委員活動における災害との向き合い方の基本的事項を整理しています。

なお、基本的な考え方では、とくに、「災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先」を掲げており、災害時において民生委員・児童委員自身の安全の確保がなによりも大切です。

つきましては、今後の大雨に備え、各単位民児協では可能な限り委員間で事前に連絡をとりあうとともに、「発災時には、委員ご自身やご家族の安全を優先し、率先避難を行うこと」、また、「発災後、自らの安全が確保できた後、避難所等での要援護者への支援活動において、行政や関係機関と情報共有や連携を図り、無理のない活動を行うこと」をあらためてご確認いただきたく存じます。

以上、市区町村民児協に周知いただくとともに、都道府県・指定都市行政とも必要な情報共有等を何卒お願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

全国民生委員児童委員連合会 事務局  
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
全国社会福祉協議会 民生部 内  
TEL 03-3581-6747 / FAX 03-3581-6748  
E-mail : [z-minsei@shakyo.or.jp](mailto:z-minsei@shakyo.or.jp)